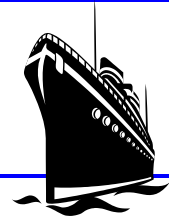


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

車両火災事故の発生状況について

トラック火災がひとたび発生すると、車両・積載貨物の巨額損害に繋がるのみならず、人的被害、ひいては道路の通行止めなど、社会的にも大きな影響を及ぼします。

本稿では、車両火災事故の発生状況とその原因について取り上げ、発生防止に向けて注意すべきポイントについてご紹介します。

1. 国土交通省公表の車両火災情報について

国土交通省では、車両メーカーから報告を受けた車両火災情報について、毎年統計を取りまとめて公表しています。

平成25年に発生した車両火災事故件数は1,220件であり、その原因別、発生装置別の件数については以下の図表1、2の通りです。前年の平成24年は1,099件であり、毎年1,000件以上の車両火災事故が継続して発生している状況です。

原因別の火災事故件数は、原因が特定できなかったものを除くと、『点検・整備』の実施方法等に起因するものが251件(20.6%)と最も多く、『特殊な使用等』、『社外品・後付装置』に起因するものがそれぞれ155件(12.7%)と続いています。

特定 できず	点検 整備	特殊な 使用等	社外品 後付装置	外部 要因	調査中	
385	251	155	155	133	63	
現車確認 できず	その他	設計 製造	リコール等 未改修	改造	改修時 ミス	合計
24	15	15	16	7	1	1220

図表1 平成25年に発生した車両火災事故の原因別件数 (単位: 件)

装置別の火災事故件数は、特定できなかったもの、『その他の装置』を除き、『原動機』(エンジン関連)が196件(16.1%)で最も多く、次いで、『電気装置』が72件(5.9%)、『保安・灯火装置』が71件(5.8%)の順となっています。

特定 できず	原動機	制動 装置	電気 装置	保安・灯 火装置	
343	196	61	72	71	
走行 装置	動力伝達 装置	燃料 装置	操縦 装置	その他 の装置	合計
46	21	29	5	376	1220

図表2 平成25年に発生した車両火災事故の装置別件数 (単位: 件)

2. 国土交通省による車両ユーザー向けの注意喚起

国土交通省(自動車局)においては、これらの統計を調査・検証の上、車両火災事故を防止する観点から、車両ユーザーに対して注意喚起を行うと共に、その防止策について定期的に公表しています。

その内容のうち、主だったものを以下にご案内します。

(1) エンジンオイルの劣化

前述の通り、装置別の火災事故件数のうち最も多いものが原動機(エンジン関連)であり、原動機から発生する車両火災は、一般的に点検整備の未実施によるエンジンオイルの劣化が多いと考えられています。

ポイント：近年の自動車を取り巻く状況としては、業務用・自家用を問わず全ての車種で長期使用化が進んでいます。（平成23年3月末時点の登録自動車の平均使用年数は、乗用車で12.4年、貨物車で13.0年となっており、平成13年時点の平均使用年数と比較すると、両車種ともに2年程度長くなっています。）

長期間エンジンオイルの交換を行わずに、エンジンオイルが劣化している状態でエンジンを使い続けていると、最悪の場合、エンジンが焼き付き、火災が発生するおそれがあることから、一定期間又は一定の走行距離ごとにエンジンオイルを交換することが車両火災発生防止には有効とされています。

(2) ブレーキ・ペダルの戻り不良

ブレーキ等の制動装置の不良を原因とする車両火災事故についても、昨年1年間で61件発生しており、その具体例として、中・大型のトラック・バス等のブレーキ・ペダルの戻り不良のためにブレーキライニングが引き摺られた状態で走行していた結果、タイヤ付近が摩擦熱によって高温となり火災が発生するケースが挙げられます。

ポイント：キャビン内に泥や砂・雪などが入りやすい環境で使用している車、長期間使用している車は、ブレーキ・ペダルに錆が発生し、ペダルの戻り不良を引き起こす恐れがあります。その対策として、以下の3点が示されています。

- 車両点検の際にはブレーキ・ペダルの遊び・隙間の状況確認、ブレーキの効き具合の確認、ペダルを踏み込み離れた際に排気音が正常であることを確認し、異常があれば部品交換等の適切な整備を行う。
- 乗車する際にキャビン内に泥、砂、雪等が入らないよう注意し、ペダル周辺の汚れを放置しないようにする。
- 走行中に普段より加速感や力がないと感じる又は、惰行時にブレーキがかかったように感じる場合は、ブレーキ引き摺りの可能性があるため、走行を継続しないよう注意する。

今回ご紹介した事例は一例に過ぎませんが、どちらにも共通するのは、「車両の経年劣化」と「整備の不十分」です。運送事業者様におかれましては、車両ユーザーの立場として、大切なご自身の車両及びお客様からお預かりした貨物を火災事故から守るために、日々の点検に十分ご留意いただくとともに、法定点検の際には外観上では劣化が判明しにくい装置・部品への入念なチェックを、修理・整備事業者様にお願いしていただくことが肝要と考えます。

<参考文献一覧>

国土交通省HP：<http://www.mlit.go.jp/>

「輸送経済」輸送経済新聞社（平成26年8月19日号）

以 上